

日本国厚生労働省とラオス人民民主共和国保健省との
医療分野の覚書
【仮訳】

日本国厚生労働省及びラオス人民民主共和国保健省（以下「両省」という。）は、友好関係を強化し、相互に関心を有する医療分野での協力を共に進める意思を持っている。

このため、両省はここに以下の医療分野で協力を進めることについて検討することで一致した。

1. 人材開発：例えば、医師・看護師・保健師等の訓練プログラム
2. ユニバーサルヘルスカバレッジを目指した医療財政：日本の公的医療保険システムについての経験の共有
3. 医療サービスの提供内容：例えば、ケアの質の向上のための専門知識の交換
4. 医療制度における統治や経営：病院・保健所管理のノウハウの移転
5. 医療情報システム：遠隔医療や電子カルテといった日本の経験や技術の紹介

さらに、両省は相互の関心を強化・促進する手段について更に検討することで一致した。両省は、本覚書が初期の協力や見通しのための一般原則及び重要事項を規定することのみを目的とするものであることについて、認識が一致した。

本覚書は、署名の日から開始し、その協力は、5年間続くものとする。本覚書による協力は、一方が、5年目が終了する6箇月前までに本覚書の延長を希望しない旨を相手方に書面により通知しない限り、自動的に5年間延長される。

本覚書は、拘束力を持たない文書として、2013年11月17日にラオスビエンチャンにおいて英語で署名された。

ラオス人民民主共和国保健省

日本国厚生労働省

Prof. Dr. Eksavang VONGVICHIT
保健大臣

田村憲久
厚生労働大臣